

板橋区立高島第一小学校

学校危機管理マニュアル



目次

1. 危機管理について	1
2. 不審者侵入時の緊急対応	5
3. 急病、けが等の事故発生時の対応	7
4. 伝染病発生時の対応	9
5. 地震発生時の対応	11
6. 風水害・津波・火山災害時、火災発生時の対応	14

令和7年4月1日

危機管理について

1. 危機管理の考え方

ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に行動すること」を目指しており、「発生を未然に防ぐための事前の危機管理」「発生時に被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理」「危機が一端収まった後の生活の再会や再発の防止を図る事後の危機管理」の三つの場面の危機管理である。

この危機管理に迅速・的確に取り組むことにより、高島第一小学校の児童や教職員の命や心身を守り、正常な教育活動を維持するとともに、保護者や地域等からの信頼を保つことを目的とする。

(参考「学校安全管理に関する取り組み事例集」文部科学省)

2. 対象とする危機

1. 学校生活で発生する大きな事故
2. 学校への不審者侵入や登下校時に危害が加えられるなどの犯罪被害
3. 地震、津波、暴風、豪雨などの異常な自然現象
4. 校舎、近隣の建物等で発生した火災
5. 登下校時や校外学習時などにおける交通事故

3. 対応に当たっての基本的な考え方

1. 対応に当たっては、校長の判断・指示の下に動くことが基本である。なお、指示を仰ぐいとまのない場合は、このマニュアルに基づき臨機応変に対応するが、事後速やかに校長に報告することにより、校長を中心とする全体として統一のとれた組織対応を行う。
2. 校長が不在の場合は、副校長が状況を把握し、副校長の判断・指示の下に動くこととする。なお、適宜校長と連絡を取り合い、的確な対応がとれるようにする。
また、校長・副校長が不在の場合は、主幹が代理する。
3. 報道機関への対応は校長とする。
4. 緊急事態が発生した場合は、全教職員が情報を共有し、人命尊重を最優先に、児童だけとなる状況を発生させないようにし、お互いに連携を図った対応が行えるようにする。
5. 次のような事件・事故が発生した場合は、緊急対応組織を発動する。
 - (1) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、次のような事故にあった。
 - ①死亡事故が発生した。
 - ②校舎上階などから転落し重体になった。
 - ③同時に多くの児童が事故に遭い負傷した。
 - (2) 不審者が学校に侵入した。また、児童が通学路で危害を加えられた。
 - (3) 児童に被害が予想される大きな自然災害が発生した。
 - (4) 校舎・近隣の建物等で、火災が発生した。
 - (5) 児童が、学校管理下（登下校中含む）において、交通事故に遭い重体になった。
6. 次のような場合は、対策本部を発動する。
 - (1) 緊急対応組織を発動した事件・事故等で、児童が重体または死亡した。また、多くの児童が負傷した。
 - (2) 不審者が学校に侵入し、児童や教職員が死傷した。
 - (3) 自然災害が発生し、児童・教職員・建物等に大きな被害が出た。
 - (4) 校舎で火災が発生し、大きな被害が出た。
7. 緊急対応組織を発動する事件・事故が発生した場合は、PTA、コミュニティスクール委員会、町会・自治会と密接な連携を図った対応を行う。
8. 教育委員会と密接に連絡を取り、指導・助言を得ながら対応する。
9. 事件・事故等の状況に応じて、近隣の小学校、中学校の協力を得る。

10. 次のような場合は、救急車を要請し、負傷した児童や教職員を病院に搬送する。
 なお、救急車には、可能な限り教職員が同乗する。搬送先病院名を本部に報告する。

- (1) 意識不明・心肺停止状態などの場合
- (2) 大出血している場合
- (3) 頭部打撲で脳内出血が懸念される場合
- (4) 内臓の損傷等が懸念される場合
- (5) 脊椎損傷の可能性がある場合
- (6) その他至急搬送する必要がある場合

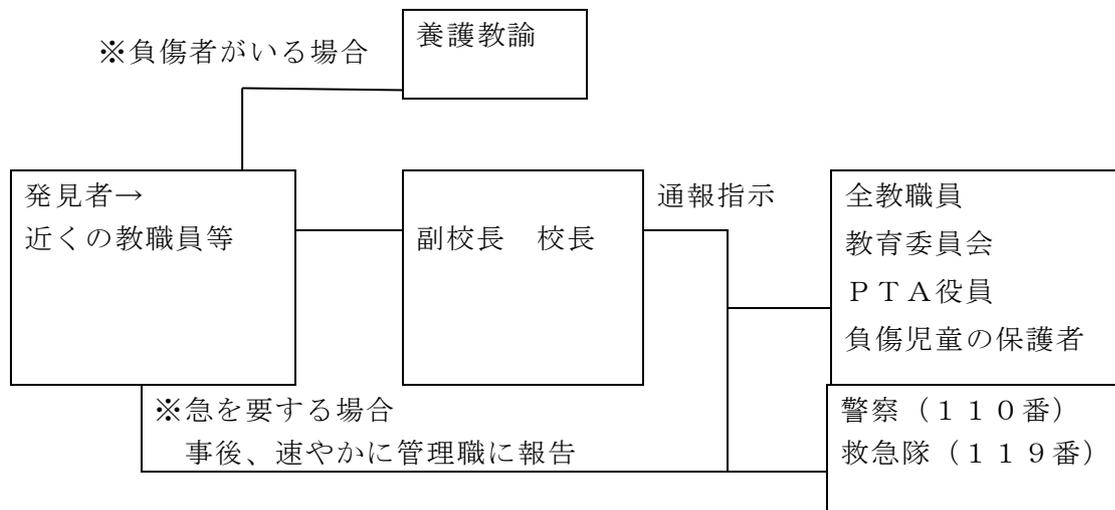
4. 危機への対応

危機管理に当たっては、各担当者が、次の点について迅速・的確に取り組む

事前の危機管理	発生時の危機管理	事後の危機管理
①施設・設備の整備等 ②児童の行動管理など ③発生源などへの対応 ④計画的な安全教育 ⑤組織の整備・機能化等 ⑥校外学習時等の安全確保 ⑦登下校時の安全確保	①全体指揮（状況の把握→指示） ②発生源などへの対応 ③避難誘導（安全確保） ④負傷者の救護 ⑤渉外等（通報、救急隊員の案内、記録等）	①全体指揮（対応の指示） ②渉外等（報告、保護者会・記者会見等の企画運営） ③教育活動の再開準備 ④安全対策の強化 ⑤心のケア

（※発生源とは、事件、事故の主な要因や自然災害等のこと）

5. 危機発生時の緊急連絡体制



6. 事前の危機管理（未然防止等）

1. 施設・設備の整備等

「地震による落下物や転倒物から子どもを守るために」（平成22年・文部科学省）のガイドブックを中心に、防犯施設・設備も含めて定期的に現状をチェックし、必要に応じて教育委員会と連携して、速やかに改善を図り、安全な環境・危機に対応できる環境となるように整備・充実を図る。

2. 児童の行動管理等

- (1) 健康診断、家庭調査票などにより、安全確保に関して配慮を要する児童を把握し、状況に応じた対策を立て、全教職員が安全対策を共通理解して安全確保にあたる。
- (2) 定期的に、児童の危険行為などが見られないかどうかチェックし、状況に応じて行動規制を行

うとともに、安全指導に生かす。

- (3) 各学期に事故の発生状況から主な原因などを探り、状況に応じて行動規制を行うとともに、安全指導に生かす。

3. 発生源などへの対応

- (1) 不審者の早期発見と校地内・校舎内への侵入阻止を図る。

①来校者への声かけ

本校指定の名札をしていない来校者を見かけた場合は、「どちら様ですか」「ご要件は」と声をかけ、受付の有無について確認するとともに、所持品や言動等から不審者かどうか判断する。名札をしている来校者についても積極的に挨拶することによって、安全な学校であることを印象づける。**門の常時施錠を徹底する。**

②受付の設置と名札の着用

全ての来校者には、受付で受付名簿に必要事項を記入し、保護者は専用の名札、業者は会社名・氏名の確認できる名札を着用してもらう。名札を持参してない場合は、本校の入校証を着用してもらう。

③防犯カメラ

防犯カメラを3個所に設置し、画像は職員室と事務室で随時チェックし、不審者の早期発見に努める。

④校内巡視

定期的に校地内・校舎内を巡回し、不審者の早期発見に努める。副校長、日直、用務主事が朝、休み時間、放課後に巡視する。

- (2) 気象情報により、台風の進路や豪雨・落雷の発生を予想し、危険の有無を判断する。また、雨が強く降っている場合には、通学路の浸水状況を把握するとともに、浸水の可能性を予想する。

- (3) 火気による火災発生を未然に防ぐ。特に、理科実験、家庭科調理実習など火気の取り扱いに十分気をつける。

4. 計画的な安全教育による安全能力の育成

「安全教育年間計画」を作成し、それに基づき安全教育を実施し、児童の安全能力を高める。

5. 組織の整備・機能化等

- (1) 生活指導部の安全教育担当を中心に、危機管理の現状を定期的にチェックし、必要に応じて改善を図る。

- (2) 緊急事態発生時のシミュレーション訓練や実践的な避難訓練を行い、緊急事態発生時に機能するようにしておく。また、実施後の反省を行い、より機能する「緊急対応組織」となるようにする。

- (3) 重大な事件・事故が発生した場合の事後対応に当たる校長を中心として「対策本部」を編成し、機能するようにしておく。なお、教育委員会との連携については、予め確認しておく。

- (4) 年度初めには、危機管理マニュアルの内容について、全教職員が共通理解する。

- (5) 年度初めには、全教職員が応急手当の研修を行うとともに、応急手当用器具の保管場所を確認しておき、負傷者が出た場合に、迅速・的確に対応できるようにする。

6. 校外学習時等の安全確保

- (1) 事前に可能な限り下見をし、「学習活動を行う場所」や「その場所にいくための移動中」の安全チェックを行い、必要に応じた安全対策を立て、校外学習実施計画書などに明記する。なお、事前に安全確保について、十分に指導しておく。

- (2) 宿泊を伴う場合は、児童に、宿泊場所で、避難経路・避難後の集合場所等について指導する。

- (3) 学習開始時に、緊急時の連絡先や集合場所等を確認する。

- (4) 引率教員は、携帯電話や無線機などを準備し、情報を共有できるようにする。

- (5) 引率教員は、児童が負傷した場合に、速やかに応急手当ができるように救急箱を保持する。

- (6) 引率教員は、定期的に学校に電話し、状況を報告する。

7. 登下校時の安全確保の方法

- (1) 定期的に学校・P T A・地域等が連携を図った通学路の安全点検を行い、必要に応じて通学路

の変更や防犯対策を働きかける。

- (2) P T Aや地域のスクールガードや子ども見守り隊との連携を深めるとともに、見守り隊員に通学時間の変更や臨時休校等の情報を速やかに伝え、通学時の交通安全指導や安全パトロールが、効果的に行われるように支援する。
- (3) 学校のホームページや携帯ホームページなどに情報提供し、危機の未然防止や危機発生時の支援が効果的に得られるようにする。
- (4) 下校時に大雨や不審者情報が入った場合など、児童の下校の安全が心配される場合には、状況に応じて集団下校するなど、教職員が引率する。なお、危険が予想される場合には、保護者に迎えを要請する。

不審者侵入時の緊急対応

1. 対応の基本（あくまでも基本であり、ケースによって臨機応変に行動する）

（１）事態に応じて対処する

- ・質問する、説得する
「ご用件は？」「落ち着いてください」などと話しかけ、相手を落ち着かせる。
警察が来るまでの時間を稼ぐ。
- ・身を守る、逃げる
- ・迷わず警察に通報する（１１０番）

（２）児童を守る、避難させる、人員確認

- ・場合によっては、防衛する（椅子・箒・竹馬・さすまた）
ただし、相手を刺激しないように威嚇する。相手の動きにより対応を変化させる。
- ・相手が刃物のような凶器を出した場合は、あらゆる手段で抵抗する。正当防衛にあたる。

（３）緊急事態を知らせる。複数の人数で対応する。

（４）事態に応じて警察に通報 拡声器利用

レベルA（緊急）

- ・殺傷の被害
- ・殺傷の危険
- ・凶器の携帯・人質
- ・身の危険あり

→発見者・連絡を受けたもの↓

- ・学校１１０番通報
(パトカー複数対応)
1階 職員室 1階 事務室
※可能な場合は校長・副校長へ報告後

レベルB（緊急）

- ・確かな法規違反
(器物破損、脅迫、暴力、不法侵入、精神障害、異常者の警察官通告)
- ・身の危険につながる

→発見者・連絡を受けたもの↓

- ・１１０番通報
(パトカー対応)
※可能な場合は校長・副校長へ報告後

レベルC

- ・挙動不審な者、とりあえず被害はないが困った来訪者
(酩酊、痴呆、精神障害者、ホームレス、強引な宗教の勧誘やセールス他)
- ・周辺からの不審者や危険についての情報・身の危険につながる
- ・侵入、器物破損等の被害
(後から分かった場合)

→発見者・連絡を受けたもの↓

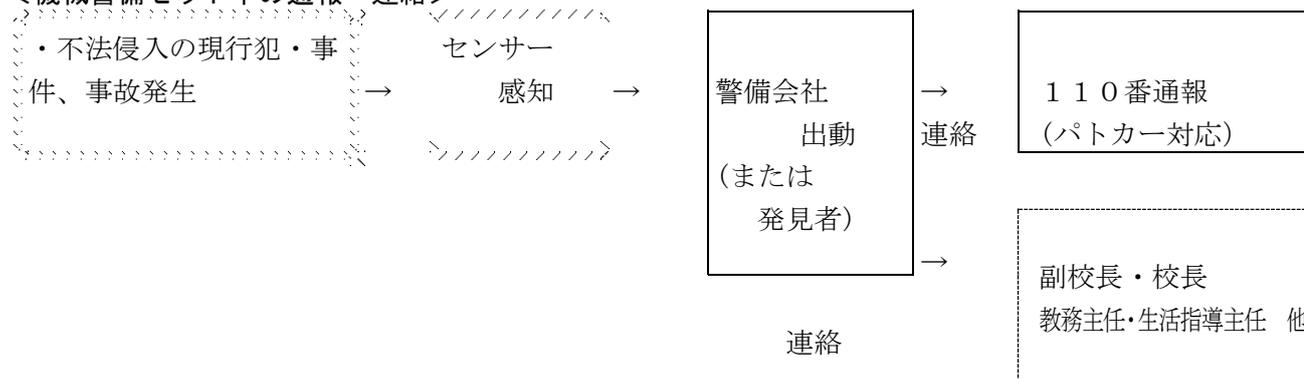
- ・校長・副校長へ報告、連絡、相談
(主幹・関係主任)
- ・高島平警察署へ連絡 3979-0110
相談や届出
- ・職員の集合と周知、今後の対応検討
- ・児童の指導
- ・PTAへの連絡、保護者への連絡
- ・近接校への連絡、地域への連絡
- ・教育委員会への報告

- (5) 緊急放送 「大きな荷物が〇〇に届きました。」等で瞬時に不審者対応・児童看護を分担
 (全職員の召集・全体への危険の周知と指示、体育館等への避難・点呼・下校体制他)
 ※複数の職員がいる場合(1)～(5)を速やかに分担して行う。

<緊急時の下校体制> 事態に応じて

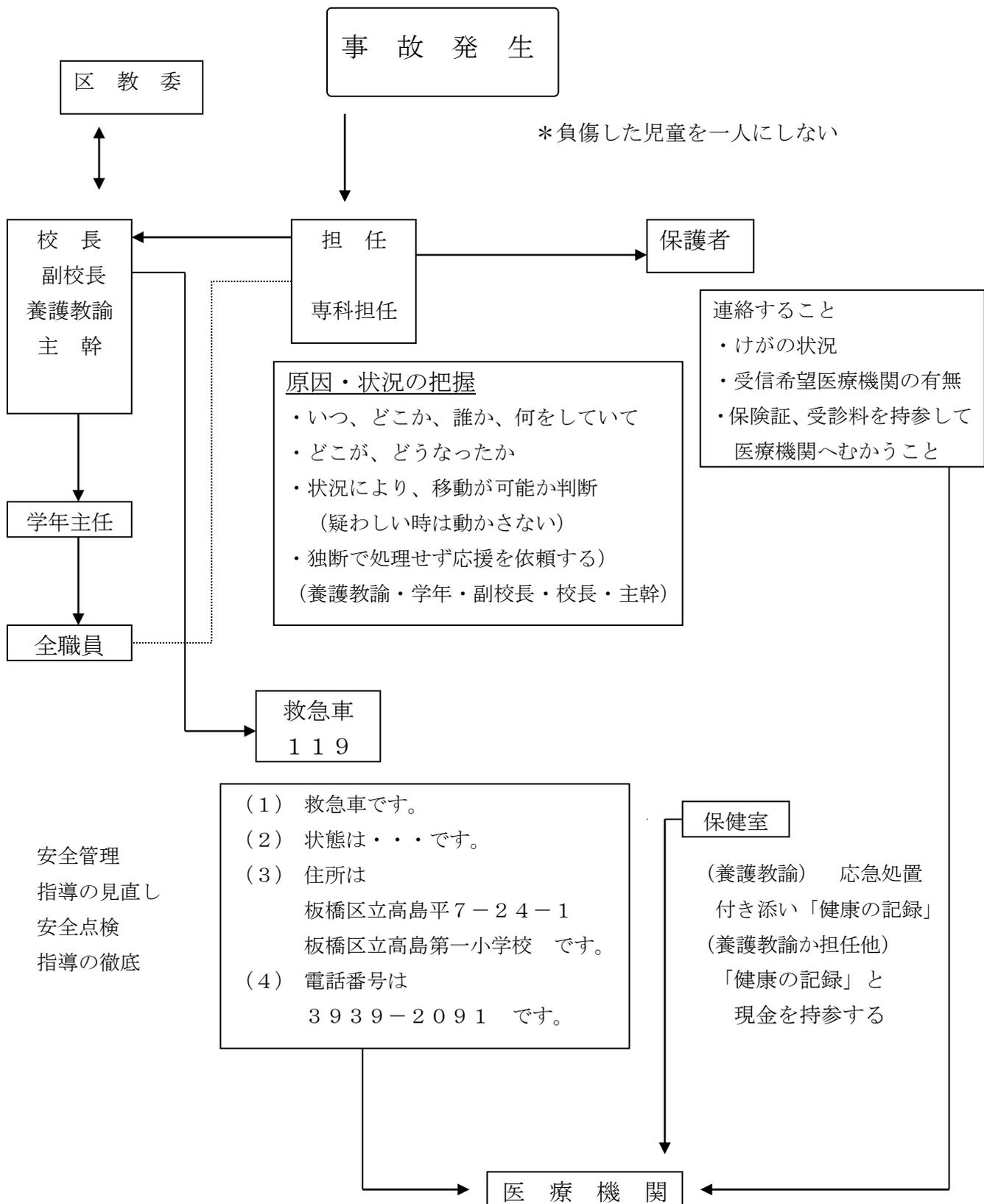
- ① 危険に留意するよう、児童を学級で指導して下校させる
- ② 危険に留意するよう、児童を全体及び学級で指導して下校させる
- ③ ①または②を行い、方面別に教員がついて下校させる
- ④ ①または②を行い、教員がついて地域班で、集団下校させる
- ⑤ ①または②を行い、教員がついて地域班で、集団下校させる
 さらに保護者(P T A・校外指導部等)、地域に応援を要請する
- ⑥ 保護者による引き取り(引き取れない児童は教員が自宅まで送る)
- ⑦ 保護者による引き取り(保護者と連絡がつかず引き取れない児童は校内待機)

<機械警備セット中の通報・連絡>



※ 保護者、地域等から地域で不審者が発生した旨の連絡を受けた場合、その場からすぐ110番するように指示する。(不審者の逮捕につながる)

急病、けが等の事故発生時の対応



配慮事項

冷静・沈着・ゆとりの心で客観的に対処する。

原則として、保護者に連絡し医療機関を選択する。

救急車の要請は副校長が行う。通報、手当（養護教諭、担任）、記録、児童看護の役割分担に従い動く。事故発生の時刻・原因・状況・措置・経過等を時間の経過を追って正確に記録する。

- 1 家庭への連絡は、原則として担任が行う。担任が不在の場合は学年主任が行う。
- 2 けがをした児童の前で不用意な言葉を使わない。傷が大きい、縫ったほうがいい等負傷の程度にかかわらず、やさしい言葉で安心させ、勇気、元気づける。
- 3 担任以外の職員は負傷した児童以外の児童の指導にあたり、事故現場の混乱回避を図る。
- 4 事故の程度や状況によっては無理に動かさない。校長、学校医に連絡し、医師や救急車が来るまでの処置や注意事項などの指示を仰ぐ。
- 5 教師は、児童のそばを離れない、目を離さない。
- 6 病院の選択は保護者の了解を得ることを原則とする。（緊急時や連絡のつかない時は 学校で選択する）
病院への輸送は、副校長と連絡をとり、その都度相談してきめる。
- 7 保護者には誠意をもって接する。弁解じみた言動は慎む。また学校のとった措置や状況を詳しく説明し、今後の措置について理解と協力を求める。
- 8 相手のかかわりがある事故の場合は、状況を確認めたうえで、その保護者にも連絡し、その日のうちに適切な処置をとる。
- 9 必要に応じて事故報告文書を作成する。
 - ① 事故発生の時刻・原因・状況・対応・措置・経過等を、時間の経過を追って正確に記録する。
 - ② 主観を入れずに客観的に記録する。
- 10 新聞社、テレビ局等の対外機関との対応が必要となる事故が発生した場合、学校側窓口は1本とする（管理職）
- 11 再発防止のため、全職員に事故の概要を説明し、児童への指導の徹底（誤解や誤報の再発防止にも配慮する）を図るとともに、校内体制の再点検や施設・設備の安全確保に努める。
- 12 災害共済給付金（振興センター）について十分理解し、保護者にきちんと説明する。（校長、副校長）

病気の場合

保健室での休養は、原則として1時間をめどとする。回復が見られない場合は担任か養護教諭から保護者へ連絡をし、迎えを依頼する。（状況に応じ、連絡しやすい側から連絡する。）

保護者が両親共に勤めている場合には、どちらかに連絡をとり、保護者の意向を尊重する。

伝染病発生時の対応

1 伝染病名と出席について

疾患名	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	陽性になった場合、症状を確認した日を0日（無症状の場合確定日を0日）として5日目に、症状が消失した後2日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫張が消失するまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において伝染病のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状により学校医その他の医師において伝染病のおそれがないと認めるまで ・ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）ウイルス性肝炎、伝染病膿か疹等々

2. 感染症予防のポイント

(1) 感染の3要素

① 感染源

感染源とは、細菌、ウイルス等をもつ物や人のことで、食品、患者等のこと。

⇒対応・・・発病者の早期発見と治療、定期的な清掃による清潔保持、適切な消毒等、感染源を早期に発見し、増やさない対策をする。

② 感染経路

感染経路とは、細菌、ウイルスなどを体内に運ぶ経路のことで、手を介す接触感染、咳を介する飛沫感染等がある。

⇒対応・・・手洗いの徹底。血液、おう吐物、便等には直接触れない。

③ 感受性のある人（感染を受ける可能性のある人）

特に抵抗力の弱い人（高齢者、子ども、持病や基礎疾患のある人）のことをいう。

⇒対応・・・健康の保持・増進、予防接種や手洗い等により、抵抗力をつける。

(2) 日常の留意点

① 感染症の種類等の把握

インフルエンザ、ノロウイルス等の他に、SARS、西ナイル熱、新型インフルエンザ、結核など様々なものがある。感染の様式や、症状、予防方法が異なるので、「感染症予防センター」や関係機関の情報や資料により、その特徴を十分に把握しておくこと。新型コロナウイルス感染防止の観点から、発熱

の症状がある場合は出席停止、その他の場合でも保護者の申し出があれば出席停止とする。

② 情報の収集

感染症の種類、発生地域、発生の態様などの情報をすぐに収集する。その情報を、職員、保護者、地域に提供し、疾病の早期発見、拡大防止につとめる。

③ 危機管理体制の確立

- ・ 発生時の職員の役割を明確にする。
欠席者数の把握、発生者・症状のとりまとめ、救急処置、外部との折衝
- ・ 児童の氏名などの情報を整備しておく。
- ・ 校長は、職員の発症に備え、教育委員会との事前の調整、医療機関との連携をとっておく。

④ 毎日の健康観察及び校内消毒

- ・ 消毒方法のガイドラインに決められた通りに、日常的に校内の消毒を行う。
- ・ 毎日の検温、マスクの着用、手洗い、うがいは日常的に徹底して行う。

(3) 発生時の対応

① 発症者の早期発見と把握

- ・ 発見、対応の日時
- ・ 対応者
- ・ 発症者氏名、学年、学級、性別
- ・ 主な症状（下痢、おう吐、咳、熱など）
- ・ 発症時刻
- ・ 医療機関受診の有無
- ・ 発症場所
- ・ 発症前の行動、参加した行事・場所など
- ・ 現在の症状
- ・ 処置

② 感染拡大の防止

- ・ 咳・・・飛沫感染の恐れ 下痢、おう吐・・・接触感染の恐れ
- ・ 体調不良を訴えた場合は帰宅させ、医療機関の受診をすすめる
- ・ 発症者の動線を調べ、おう吐等の場合は、洗浄・消毒を徹底する。不特定多数の人が触れる部分（ドアノブ、スイッチ等）は入念に消毒する。
- ・ 発症者以外の子どもの健康観察を徹底する。マスクの着用、手洗い、うがいの徹底。

③ 臨時休業の措置

- ・ 校医との連携のうえ、学年または学年の一部を閉鎖し、感染の拡大を防ぐ。
- ・ 運動会、移動教室などの行事についても、教育委員会と相談し、場合によっては、日時の変更や実施の有無も検討をする。

④ 情報提供

- ・ 保健所、教育委員会、校医への報告。近隣の学校への情報提供などにより、関係機関と連携し、情報提供、情報収集をしながら、適切な措置をする。新型コロナウイルス感染症の場合は所定の書式で学務課学校運営保健係へ速やかに報告する。

⑤ 再発防止

- ・ 発症後の経緯をまとめ、総括し、今後の対策に役立て、再発を防止する。

地震・災害時の対応

1 緊急地震速報の対応

①震度5弱以上が予想される場合は放送機器から緊急地震速報が流れる。

②児童は、すぐに物が「落ちてこない」「倒れてこない」場所に身を寄せる

※職員は、自分の安全を確保しながら、児童の行動を支援する。

③しばらくして揺れがおさまったら、各学級の教室、または校庭に集合させる。

※様々な気象条件や、そのときの児童の居場所などを配慮し、集合場所を教室か校庭か判断する。

校舎は耐震化されているので倒壊することは必ずしも想定しなくてよい。

④各学級で安全確認をして、本部に報告する。

※ただし、震源からの距離が近い場合は、緊急地震速報よりも、地震の揺れのほうが早く到達することもある。その場合は次のことが大切である。

(1) 緊急地震速報がなくても、大きなゆれを感じたら、「落ちてこない」「倒れてこない」場所に身を寄せることを指導する。(緊急地震速報による訓練を積み重ねることによって身についてくる)

(2) 地震の揺れが先にきた場合でも、緊急地震速報の警報音を流す。そのことによって、不安感を解消する

(3) 平素から、自分の判断で身の安全を確保できることをねらいとして指導する。

2. 避難行動のモデル

	警報、指示など	児童の回避行動
校舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報の警報 ・ 緊急退避の指示 ・ 揺れがおさまり、安全確認の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・ 落下物、転倒物のない場所にすぐ移動し、回避行動をとる。 (教室の机の下、廊下の太い柱の近く、椅子の下など) ・ ガラス窓の近くには行かない。 ・ 指示により、安全確認のために教室または、校庭等安全な場所へ速やかに移動する。また、必要に応じて3次避難場所に移動する。 ※第2次避難場所 徳丸ヶ原公園
校舎外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報の警報 ・ 緊急退避の指示 ・ 揺れがおさまり、安全確認の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分がいる場所で、落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・ 校舎、体育館、倉庫などの建物、遊具等から離れる。 ・ 校庭など広い場所の中央にしゃがむ ・ 放送等の指示を待つ。 ・ 地割れ、倒壊物、落下物がないか周りの状況を把握する。 ・ 校舎内へは絶対戻らない。 ・ 指示により、安全確認のために教室または、校庭等安全な場所へ速やかに移動する。また、必要に応じて2次避難場所に移動する。
遠足 ・ 宿泊行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用時は、係員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係員の指示を待つ。 ・ 「落ちてこない」「倒れてこない」は常に考える。 ・ 友達と協力して、指示された安全な場所に避難し、待機する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練の実施。 ・ 宿舎では、宿舎係員または教員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舎の安全状況を確認し、いつでもどこでも回避行動がとれるように考えておく。 ・ 自分がいる場所で、頭上の落下物、横からの転倒物がないか即座に判断する。 ・ 落下物、転倒物のない場所にすぐ移動し、回避行動をとる。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、電線、屋根瓦の落下等危険がないか状況を把握する。 ・ 「上から落ちてこない」「横から倒れてこない」場所に身を寄せる。 ・ 公園等広い安全な場所に避難する。 ・ 自宅か学校かどちらか近い方に向かう。自宅に行くと一人になる場合は、学校に向かうとよい。

3. 保護者への児童の引き渡し

(1) 大規模地震予知情報（警戒宣言発令）の対応

大規模地震に関する予知情報（警戒宣言）が発せられた場合は、次のように保護者への引き渡しを行う。

①在校時

- ・直ちに授業を打ち切り、保護者への引き渡しを準備する。
- ・保護者は、報道などで「大規模地震予知情報」（警戒宣言）が発せられたことを知り、学校に児童を引き取りに向かう。
- ・各学級の教室で児童を保護者または代理人に引き渡して帰宅させる。保護者に引き渡すまでは、学校で保護する。

②校外指導時

- ・宿泊を伴う場合は、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校と連絡をとり、校長は区教育委員会に報告するとともに、保護者へも通知する。
- ・宿泊を伴わない場合は、地元の官公庁と連絡をとり即時帰校の措置をとる。
帰校後、前記在校時と同様の措置をとる。ただし、交通機関などの状況により、帰校が危険と判断される場合は、適宜必要な措置をとる。また、強化地域内の場合は、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。

③ 放課後対策事業（あいキッズ）などに児童がいる場合は、教育委員会の所管のマニュアルに従う。

(2) 大規模地震発生時の対応

児童が在校時に大規模な地震が発生した場合、保護者への引き渡しを次のように行う。

①学校を含むエリアの地震が「震度5弱」以上と報道された場合は、児童は学校で待機させ、保護者に引き渡す。この場合、保護者は報道機関の震度情報により判断し、児童を引き取りに来校する。学校は、保護者が引き取りに来校するまでは、児童の安全を確保し学校に待機させておく。

②学校を含むエリアの震度が「震度4」以下の場合は、原則として、児童は下校させる。ただし、交通機関に混乱が生じているとの報道があり、その場合子どもを学校で預かってほしいと予め届けのあった児童は、保護者の迎えがあるまで学校で預かる。

この場合、保護者は報道機関の情報により、交通機関の混乱等について把握し判断する。

③学校からの情報については、ホームページなどで知らせる。ただし、これは連絡ではなく、あくまでも情報提供である。

④引き渡し方法については、「大規模地震予知情報」発令時に準ずる

⑤「震度4」以下で児童を下校させる場合は、念のために通学路を点検し、安全を確保して下校させる。

風水害・津波・火山災害時の対応

1 自然災害の対応

自然災害などが発生し、又は発生するおそれがある場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、災害対応のための組織

(学校防災本部等)を設置する。災害によっては、一刻も早く安全な場所に避難することが求められる。教職員は、避難方法に習熟し、災害発生時には冷静に的確な指示を行い、児童生徒等の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。

以下、参考として、災害発生時の教職員の対応例等を示す。(1)で災害時の基本的な対応の流れの例を示したあと、(2)で学校生活における様々な場面における対応例を、(3)で災害(「火災」「地震・津波災害」「火山災害」「風水害」「原子力災害」)別に特徴的な対応を補足して示す。

東京都・板橋区の教育委員会などより配信されてくる「風水害・津波・火山災害」の情報の中で、本校に危険が及ぶ情報があった場合

- ① 校長は、教育委員会等よりの風水害・津波・火山災害等の情報が入った際、副校長・主幹教諭と相談の上、学校の対応を決定する。
- ② 校長は、学年主任を職員室に招集し、学校の対応を知らせる。
- ③ 副校長は、学校の対応について教育委員会に報告する。また、学年主任は、学年に戻り、学年担当に学校対応の趣旨を伝え、対応する。
- ④ 児童は、学校の対応によって、担任の指示に従い、準備をする。
※職員は、自分の安全を確保しながら、児童の行動を支援する。

2. 学校の対応例

(1) 通常授業・午前授業

- ・状況によって、通常授業・午前授業の措置を取る。

(2) 地域班下校

- ・体育館に児童を集め、地域班ごとに下校する。その際、担当職員が、地域班ごとの解散場所まで一緒に移動する。

(3) 集団下校

- ・方面別に職員が送る。

(4) 保護者への引き渡し

- ・保護者への速やかに引き渡す。

※ どのような場合であっても、メール配信により、地域・保護者への説明を必ず行い、その対応についての理解を得るようにする。

3. 避難行動のモデル

- 避難行動については、地震発生の際の対応に準じて行う。水害発生の際の3次避難場所として紅梅小学校を指定する。

4. 保護者への児童の引き渡し

(1) 風水害・津波・火山災害等の警戒等が発令時の対応

風水害・津波・火山災害等の警戒が発せられた場合は、次のように保護者への引き渡しを行う。

① 在校時

- ・直ちに授業を打ち切り、保護者への引き渡しを準備する。
- ・保護者は、報道などで風水害・津波・火山災害等の警戒が発せられたことを知り、学校に児童を引き取りに向かう。
- ・各学級の教室で児童を保護者または代理人に引き渡して帰宅させる。保護者に引き渡すまでは、学校で保護する。

② 校外指導時

- ・宿泊を伴う場合は、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校と連絡をとり、校長は区教育委員会に報告するとともに、保護者へも通知する。
- ・宿泊を伴わない場合は、地元の官公庁と連絡をとり即時帰校の措置をとる。
帰校後、前記在校時と同様の措置をとる。ただし、交通機関などの状況により、帰校が危険と判断される場合は、適宜必要な措置をとる。また、強化地域内の場合は、地元の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。

③ 放課後対策事業（あいキッズ）などに児童がいる場合は、教育委員会の所管のマニュアルに従う。

(2) 風水害・津波・火山災害発生すると予想される場合の対応

児童が在校時に風水害・津波・火山災害が発生すると予想される場合、保護者への引き渡しを次のように行う。

- ① 学区内で風水害・津波・火山災害の発生が予想される場合は、児童は学校で待機させ、保護者に引き渡す。
この場合、保護者は報道機関の情報により判断し、児童を引き取りに来校する。学校は、保護者が引き取りに来校するまでは、児童の安全を確保し学校に待機させておく。（3次避難場所：紅梅小学校）
- ② 東京都・板橋区を含むエリアで風水害・津波・火山災害の発生が予想される場合は、原則として、児童は下校させる。ただし、交通機関に混乱が生じているとの報道があり、その場合子どもを学校で預かってほしいと予め連絡のあった児童は、保護者の迎えがあるまで学校で預かる。（3次避難場所：紅梅小学校）
この場合、保護者は報道機関の情報により、交通機関の混乱等について把握し判断する。
- ③ 学校からの情報については、板橋区学校メールや学校ホームページで知らせる。ただし、これは連絡ではなく、あくまでも情報提供である。
- ③ 引き渡し方法については、「東海地震予知情報」発令時に準ずる
- ④ 「震度4」以下で児童を下校させる場合は、念のために通学路を点検し、安全を確保して下校させる。

○火災発生時の対応（校内・周辺火災）

火災の発生（火災の発見・火災報知器作動）

職員室からの放送または伝令による指示



避難指示により校庭への避難（担任または指導教員）

授業中	クラスごとに担任または指導教員が誘導
休み時間中	・校庭の場合はそのままクラスごとに集合 ・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
清掃中	各階ごとに職員が誘導
クラブ・委員会活動中	活動場所ごとに担当教員が誘導

- ①荷物は持たない。
- ②マスク、ハンカチ等で煙対策をする。
- ③防災頭巾をかぶる（可能な範囲で）。
- ④冬季は上着を着るなどの防寒対策をする（可能な範囲で）。

児童の安否確認

*担任が出席簿等の名簿にチェックする。

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

- ①引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま避難する。
- ②引き渡しの際は、「緊急時下校カード」に記載されている引き取り人に、児童の引き渡しを行う。引き取りにきた人の※欄に日付を書き、記録する。
- ③火災の状況によっては、第3次避難場所（徳丸が原公園）や、第4次避難場所（紅梅公園）に避難する。

教育委員会（指導室）への連絡 3579-2643